

令和7年度大分県報PDFファイル作成業務委託に係る単価契約書（案）

委託者 大分県 代表者 大分県知事 佐藤樹一郎（以下「甲」という。）と受託者 ●●● ●●●（以下「乙」という。）とは、令和7年度大分県報PDFファイル作成業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約書に定める各条項を履行しなければならない。

（委託業務）

第2条 甲は、乙に対し、別紙「令和7年度大分県報PDFファイル作成業務委託仕様書」に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

（委託料）

第3条 本契約の委託料は、一口当たり●●●円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額●●●円）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、これを免除する。

（委託期間）

第5条 委託業務の委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を、甲の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、委託業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。

（委託業務の調査等）

第8条 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況につき、調査し、又は報告を求めることができる。

（損害の負担）

第9条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とするものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合においては、この限りではない。

（履行遅滞の場合における賠償金）

第10条 甲は、乙が委託期間内に委託業務を完了することができない場合は、委託料につき、遅延日数に応じ年●. ●パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。

2 前項の遅延賠償金は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。

3 甲の責めに帰する理由により、第13条第2項の委託料の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ年●. ●パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の支払を請求することができるものとする。

（機密の保持）

第11条 甲及び乙は、別添「機密保持及び個人情報の保護に関する特記事項」に基づき、互いに機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

（検査）

第12条 乙は、委託業務が完了したときは、その旨を速やかに甲に通知し、甲の検査を

受けなければならない。

- 2 前項の検査に合格しないときは、乙は、甲の指定した期間内に補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

第 13 条 乙は、月ごとに作成された大分県報 PDF ファイルの小口数に第 3 条の委託料を乗じた金額を、翌月 10 日までに甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求を受けた日から起算して 30 日以内に委託料を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第 14 条 乙は、本契約により行った業務について契約の内容と適合しない部分が発見され、それが専ら乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲に対し無償で当該部分を修正するものとする。

(契約の解除)

第 15 条 甲又は乙が、書面により本契約の解除を申し出たときは、甲乙協議のうえ、本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたときは、この契約を解除することができるものとする。

(違約金)

第 16 条 乙の責めに帰すべき事由により、甲が契約を解除したときは、乙は委託料の 10 分の 1 を違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。

(契約外の事項)

第 17 条 この契約に定めのない事項又は契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者が記名押印の上、各自 1 通を保持する。

令和 7 年 4 月 日

甲 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号  
大分県代表者  
大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

乙  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

## 機密保持及び個人情報の保護に関する特記事項

### (基本的事項)

第1条 乙は、機密情報（本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、秘密である旨を示されたもの。）及び個人情報（生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）（以下「機密情報・個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、人の生命、身体、財産その他の権利利益を害することのないよう、機密情報・個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による業務に関して甲から提供を受けた機密情報・個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (目的外利用及び提供の制限)

第3条 乙は、この契約による業務に関して甲から提供を受けた機密情報・個人情報を契約の目的にのみ利用するものとし、本契約期間中はもとより契約を解除又は終了した後といえども、他者へ提供若しくは譲渡し、又は自ら用いる場合であっても他の目的に利用してはならない。ただし、甲の指示又は承諾を得たときは、この限りでない。

### (複写又は複製の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた機密情報・個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (安全管理措置)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため収集、作成した機密情報・個人情報又は甲から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該機密情報・個人情報の安全な管理に努めなければならない。

- 2 乙は、甲が同意した場合を除き、前項の機密情報・個人情報を事業所内から持ち出してはならない。
- 3 乙は、第1項の機密情報・個人情報に関するデータ（バックアップデータを含む。）の保管場所を日本国内に限定しなければならない。
- 4 乙は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや電子媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が承諾した場合を除き、当該パソコン等を仕様書で示す作業場所から持ち出してはならない。
- 5 乙は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 6 乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他機密、個人情報等の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。また、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講じなければならない。

7 乙は、機密情報・個人情報を、その秘匿性等その内容に応じて、次の各号に定めるところにより管理しなければならない。

- (1) 金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管すること。
- (2) 電子データとして保存及び持ち出す場合は、可能な限り暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとること。
- (3) この契約による業務を処理するために情報システムを使用する場合は、次に掲げる措置を講じること。
  - ア 認証機能を設定する等の情報システムへのアクセスを制御するために必要な措置
  - イ 情報システムへのアクセスの状況を記録し、その記録を1年間以上保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置
  - ウ 情報システムへの不正なアクセスの監視のために必要な措置
- (4) 保管・管理するための台帳を整備し、機密情報・個人情報の受け渡し、使用、複写又は複製、保管、持ち出し、廃棄等の取扱いの状況等を記録すること。
- (5) 盗難・漏えい・改ざんを防止する適切な措置を講じること。
- (6) バックアップを定期的に行い、機密情報・個人情報が記載された文書及びそのバックアップに対して定期的に保管状況及びデータ内容の正確性について点検を行うこと。

#### (返却及び破棄)

第6条 甲から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報のほか、この契約による業務を処理するために甲の指定した様式により、及び甲の名において、乙が収集、作成、加工、複写又は複製した機密情報・個人情報は、甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、委託業務完了時に、前項の機密情報・個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 3 乙は、機密情報・個人情報を廃棄する場合、電子媒体を物理的に破壊する等当該機密情報・個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された機密情報・個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では、当該機密情報・個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

#### (責任体制の整備)

第7条 乙は、機密情報・個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

#### (業務責任者及び業務従事者の監督)

第8条 乙は、この契約による業務に関して機密情報・個人情報を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様とする。

- 2 乙は、業務責任者に、業務従事者が本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。
- 3 乙は、業務従事者に、業務責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。

い。

- 4 乙は、業務従事者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た機密情報及び個人情報を第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護及び情報セキュリティの確保に関し必要な事項を周知させなければならない。

(派遣労働者)

第9条 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等機密情報・個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2条に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による機密情報・個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(教育の実施)

第10条 乙は、業務責任者及び業務従事者に対し、この契約による業務に関する情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他委託業務の適切な履行のために必要な事項に関する教育又は研修を実施しなければならない。

(意見聴取)

第11条 甲及び乙は、法令（甲の情報公開条例を含む。）に基づき相手方の機密情報が記載された文書の提供又は提出の請求がなされた場合には、法令の趣旨に則り、提供又は提出に関し、相手方に対し意見を述べる機会又は意見書を提出する機会を設ける等、提供又は提出に係る手続上の保障を与えるものとする。

(知的財産権)

第12条 乙は、甲が行う機密情報の提供は、乙に対して現在又は今後、所有又は管理するいかなる特許権、商標権その他の知的財産権の使用権及び実施権を付与するものでないことを確認する。

(対象外)

第13条 甲及び乙は、次の各号に該当する情報は、機密情報として扱わないことを確認する。ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

- (1) 提供時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報
  - (2) 提供後、受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
  - (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
  - (4) 機密情報を利用することなく独自に開発した情報
  - (5) 保持義務を課すことなく第三者に提供した情報
- 2 個人情報の取扱いにおいては、甲及び乙は前項を適用しない。

(契約内容の遵守状況の報告)

第14条 甲は必要があると認めるときは、乙に対し、この契約による業務に関する機密

情報・個人情報の管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況について報告を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第 15 条 乙は、この契約による業務の処理に関して機密情報・個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る機密情報・個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲との協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(監査、調査等)

第 16 条 甲は、委託契約期間中、乙が処理するこの契約による業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、報告を求めることができる。